

## 川崎市公益通報の処理等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定により本市の行政機関になされる公益通報の処理等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「所管課」とは、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に係る事務を分掌する課又はそれに相当する組織をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義によるものとする。

### (通報の処理)

第3条 所管課は、公益通報として通報を受けたときは、通報者、通報対象事実の行為者、通報対象事実の内容、証拠書類の有無等必要な情報を確認するものとする。

2 所管課は、前項の通報を公益通報と認めるときは当該通報を受理した旨を、公益通報と認められないときは不受理とした旨又は情報提供として受け付けた旨を当該通報者に遅滞なく通知するものとする。

3 所管課は、前項の規定により受理をした公益通報が調査済である等調査をする必要性が認められない場合又は調査を行うことが相当でない特段の事情が認められる場合は、当該公益通報の調査を行わないことができる。

4 所管課は、第1項の通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しないものであるときは、当該通報者に対し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。

### (調査)

第4条 所管課は、公益通報に係る通報対象事実の調査を行うときは、公益通

報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

2 所管課は、前項の調査に必要と見込まれる期間を当該公益通報者に通知するものとする。

3 所管課は、公益通報に係る通報対象事実の調査中は当該調査の進捗状況について当該公益通報者に対し適宜通知するよう努めるとともに、当該調査が終了したときは、その結果を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(是正措置の通知)

第5条 所管課は、調査の結果、公益通報に係る通報対象事実が認められ、是正措置を行ったときは、当該公益通報者に通知するよう努めるものとする。

(公益通報受理後の教示)

第6条 公益通報の受理後において、当該公益通報に係る通報対象事実について市長以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、所管課は、当該公益通報者に対し当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。この場合において、所管課は、法執行上の問題がない範囲において、作成した当該公益通報に係る資料を当該公益通報者に提供するものとする。

(通知方法)

第7条 所管課は、この要綱の規定により公益通報者に対して通知をするときは、適正な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(公益通報管理台帳への記入)

第8条 所管課は、第3条から第6条までの規定に基づき対応を行った場合には、公益通報管理台帳（別記様式）に必要な情報を記入するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

